

委員長 傍聴につきまして、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に1人の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。

◎開 会

委員長 それでは、ちょうど定刻になりましたので、ただいまから平成15年6月の定例教育委員会会議を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◎議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たりまして、本日の会議録の署名人を檜山委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 それでは、日程に従いまして議事を進めてまいりますが、本日の議題は、議案5件、報告等2件となっております。議案の方はほとんど新年度に際しましての委員の委嘱でございます。それから、報告の中には、基礎学力再履修夜間講座の開設。先般開講式がございました。事務局の方からご報告がございましたのでご承知かと思いますが、そのようなことにつきましてのご報告等になっております。

◎議案第25号

委員長 それでは初めに、議案第25号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の方から説明をお願いします。

社会教育課長 社会教育課でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

議案第25号「松戸市社会教育委員の委嘱について」

社会教育法第15条の規定に基づきまして、別紙のとおり社会教育委員を委嘱するためご審議をお願いするものでございます。

なお、提案理由でございますけれども、松戸市社会教育委員、定数10名のうち2人の方の

欠員が生じたためでございます。

次ページをお願い申し上げます。社会教育委員の委嘱者の候補者でございます。

任期といたしましては、欠員の方の残存期間といたしまして、きょうご審議いただいた後に、ご了承いただければ、平成15年6月6日、本日から平成16年5月31日まででございます。

お1方でございます。社会教育関係者ということで、氏名が市川恵一様でございます。この方につきましては、平成13年度、14年度及び今年度の松戸市のPTA連絡協議会の会長さんでございます。ちなみに、お住まいは市内でございます。

続きまして、もうお1方でございます。社会教育関係者ということで、小林政弘様でございます。この方は、株式会社読売・日本テレビ文化センターの総務本部の総務部長をなさっている方でございます。ちなみに、この方につきましては、松戸市教育改革市民懇話会の委員さんでいらっしゃいました。

この2名の方を候補者とさせていただきます。

次ページをお願い申し上げます。

順番が振ってございますけれども、1、2、3、4、7、8、9、10番目の委員さんにつきましては、現委員さんでございます。5番、6番が、ただいま申し上げましたお2人の候補者でございます。

以上、雑駁な説明でございますけれども、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりでございます。そこに表がありまして、その5番、6番、市川恵一氏、小林政弘氏、そのお2人が新たに社会教育委員として補充されるということでございます。

お聞きのとおり、任期は前任者の残任期間ということで、本日ご承認いただけますれば、6月6日から来年の5月31日までということでございます。

何かご質問ございますか。

それでは1つですが、市川さん、PTA連絡協議会の会長さんですが、ここは大体そういうP連の方を充てていらっしゃると。前任者も……。

社会教育課長 はい。前任者につきましては深山委員さんと本日おいでの瀧田委員さんでいらっしゃいますけれども、深山委員さんがPTA連絡協議会の会長さんということです。

ただ、充て職ではございません。

委員長 PTA関係で交代なさったということでございますね。

社会教育課長 はい。

委員長 これはあれですか、そのご配慮はどういうご配慮なのでしょう。例えば、識者というのか何というのかな、何か分野を考えていらっしゃるんですか。

社会教育課長 私どもで一応位置づけさせていただきましたのは、P T Aが社会教育関係団体でございますので、そういう形で社会教育関係者という位置づけをさせていただきました。

委員長 小林政弘氏につきましては、先般、約1年8カ月にわたりまして松戸市版の教育改革市民懇話会、そのメンバーとしてご出席いただいた方ということで、松戸市の教育全般についても広い知見をお持ちであるということが、恐らく基本にあるのだらうと思います。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第25号につきましては、ご質疑、討論は終結ということにいたしまして、採決をさせていただきます。

原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

◎議案第26号

委員長 それでは、議案第26号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

スポーツ課長 議案第26号「松戸市教育功労者の表彰について」、お願いいたします。

6期13年間の長きにわたり、北原英和氏が体育指導員活動に務めた功績は非常に大と見まして、規則により感謝状を贈呈するということをお諮りしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 専門はどういうことをなさっておられるんですか。

スポーツ課長 専門は、ドッジボールとか野球とかで、主に本町地区の市民運動会等の企画運営等の中心になって活躍なさった方でございます。

委員長 何かご質問ございますか。

檜山委員 13年でおやめになったんですか。

スポーツ課長 はい。

委員長　それでは、議案第26号を原案どおり採決してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長　それでは、決定させていただきます。

◎議案第27号

委員長　議案第27号になりますが、「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

お願いします。

保健体育課長　議案第27号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」でございます。

松戸市学童災害共済条例第10条の規定により、別紙の者を松戸市学童災害共済審査会委員に委嘱する。

平成15年6月6日提出。

提案理由でございますけれども、松戸市学童災害共済審査会委員、定数6名のうち2名に欠員が生じたためでございます。

次ページに新しく委員の委嘱をお願いする2名の方々でございます。

4号委員、保護者の代表といたしまして、森田等様、PTA連絡協議会の副会長をお務めでございます。現在、第二中学校のPTA会長さんでもございます。

5号委員といたしまして、行政機関、内田光男様。松戸市児童家庭担当部長さんでございます。

任期につきましては、前委員の残任期間、平成15年6月6日から平成16年5月31日まででございます。

3ページ目に、学童災害共済審査会の委員名簿がございます。右側の備考欄に新任と書いてございます森田様と内田様が新しくお願いする方でございます。

以上でございます。

委員長　ありがとうございました。

お聞きのとおりでございます。その表にありますとおり、学童の保護者の代表（4号委員）、それから行政機関の職員が1人お入りになるということで、森田等氏、内田光男氏のお2人が新任という形で入りまして、残存期間、本日から来年の5月31日までということ

ございます。

P T Aの会長さんは社会教育委員、それから副会長さんがここに来るわけですね。

何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

これはどのくらいの回数やっぺらっしゃるんですか。

保健体育課長 決算と予定を含めまして年に1回でございます。任期は2年間でございます。

委員長 ただ、何かそういう問題が起きたときは、やっぱり臨時にやらざるを得ませんのですね。

保健体育課長 はい。

委員長 原則としては決算時期に1回なさるといことです。

教育長 森田さんは松戸市の保育園協議会の会長です。

委員長 二中のP T Aの会長さんも……。

それでは、議案第27号を採決してよろしゅうございますか。

原案どおりでご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第27号は原案どおり決定させていただきます。

◎議案第28号

委員長 それでは、引き続きまして議案第28号「松戸市就学指導委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

お願いします。

教育研究所長 松戸市就学指導委員会委員についてですが、各委員の2年間の任期が終了いたしますので、条例により、別添1の19名の方を次期松戸市就学指導委員会委員に委嘱することについてお諮りいたします。

委嘱をお願いしたい委員の方々ですが、新規の方は予定者名簿に下線で示した7名の方でございます。ほかの12名の方はいずれも再任でございます。

1号委員の久保田氏は教育施設課よりお入りいただく予定でございますが、ここ数年、車いすを常用しているお子さんの通常学級や特殊学級への就学が見られます。施設課には就学に伴って施設面での対応をいただいております。今年度も、この関係で現在6名のお子さん

の相談依頼がございまして、今後就学に当たり、施設面での対応のご検討とご意見を伺うことが多くなるためをお願いしております。

その他6名の方々は、各分野の代表として推薦いただいた方々で、前任者の定期異動を受けての委嘱となります。

以上、次期就学指導委員会の委員19名の方の委嘱について、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりでございますが、そこに表が添付してありますので、それをごらんになりまして、何かご質問ございますか。

今言われたことは1号委員の場合ですね。実際の車いすとか、これはどういうことですか。

教育研究所長 具体的に言いますと、車いすをお使いの方の入学に伴いまして、トイレや、また階段スロープ等の施設の改修が必要になります。今まではその都度ご相談申し上げていたんですけれども、件数も多くなりまして、その都度というわけにもいけなくなりましたので、委員としてお入りいただきたいということでございます。

委員長 そうですね、施設と両面がありますよね。今、6名の方ということですが、実際にはどういうことを審査するわけですか。

教育研究所長 就学指導委員会では、保護者の方から相談を受けまして、就学指導の相談を前もって何回か行うわけですが、それは担当の相談員が相談するわけですが、最終的にお子様の学校への就学に関しまして保護者の方のご意見を聞く機会がございます。また、就学指導委員会に最終的に諮りして、その席に保護者の方とお子様に来ていただきまして、それぞれの専門の分野からそのお子様の状態を見ていただきまして、また保護者の方のご意向を伺いながら適切に対処していくというためにご意見を。その相談に乗られている方が、ことしの中では今のところ6名いらっしゃるということでございます。

委員長 今、ノーマライゼーションですか、そういうことも進んでいるから、これは、保護者とか子供さんの意向なんかが大事になるわけですね。

瀧田委員 ちょっとよろしいですか。

今、6名がそのケースというかなっているとおっしゃいましたが、養護学校とかそういうところに入っていらっしゃる方は、対象にはなっていないわけですね。

教育研究所長 これからの就学でございますので、今、保育園等と言えば年長さんに当たる方で、来年の4月に学校にお入りになられる方々に対しての就学相談でございます。

瀧田委員 わかりました。それで、現在そういう方たちは保育園とか幼稚園に行ってい

っしやるケースが多いんでしょうか。

教育研究所長　そうですね。

瀧田委員　ありがとうございました。

委員長　先生方、ほかに何かご質疑ございますか。

それでは、議案第28号を採決してよろしゅうございますか。

原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長　それでは、ご異議がないものと認めまして、議案第28号は原案どおり決定させていただきます。

◎議案第29号

委員長　それでは、続きまして議案第29号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

どうぞお願いします。

学務課長　議案第29号「松戸市学区審議会委員の委嘱」でございますが、提案理由ですが、学区審議会委員の任期がこの7月1日をもって満了するため、その後任を選出するためでございます。

その次のページで、別紙の資料がその学区審議会委員の候補者でございます。

候補の理由でございますが、まず、学区審議会は条例がございまして、20名以内で組織して、任期は2年ということになっております。ですから、この7月2日から2年後の7月1日までお願いするようになるかなと考えております。

その条例の中に、組織として1号委員から4号委員まで掲げられております。1号委員は知識経験を有する者、2号委員は学校長の代表、3号委員はPTAの代表、4号委員が住民の代表、このようになっております。

2号委員からちょっと説明しますと、学校長の代表ということでございますので、松戸市の校長会長、副会長、それぞれ小学校、中学校から出てまいりますので、その方を候補者として考えております。また、PTAの代表でございますが、先ほどもちょっとお名前が出ておりましたが、市川様、山川様、PTA連絡協議会の会長、副会長様をお願いしたいと考えております。4号委員の住民の代表の方でございますが、各地区長さんをお願いした

いなと考えております。

ちょっと戻りまして、その表の1号委員でございますが、1号委員につきましては、松戸市学区審議会運営規則というものがございまして、その中に1号委員ということが詳しく述べられております。その中で、1号委員には、まず助役さんに当たっていただき、それから総務企画本部長さんに当たっていただき、それから市内の高等学校長の代表に当たっていただき、それからその他、そのようになっております。その観点からいきますと、助役さん、総務企画本部長さんをお願いしたい。また、高等学校は何校かございますが、その高等学校長の代表としまして、市立高校の武井校長先生をお願いしたい。

その他でございますが、知識経験を有する者という観点から選ばせていただきまして、過去では、やはり教育等に経験あるいは知識等があるということでございまして、三輪多恵子先生を候補者としてお願いしたいと思っております。その理由でございますが、学校教育に深くかかわっておられまして、今では社会教育、家庭教育の方にもかかわっておられます。それから、先ほどの就学指導委員の名簿にもあったと思っておりますが、今、就学指導委員としてご活躍いただいております。この学区というものにつきましては、普通学級の学校の学区だけではございませんので、障害児学級についても学区を設けておりますので、障害児についての学区の審議も出てくるケースもございますので、そういった観点からも入っていただくのがよろしいかなということで、候補として挙げているということでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いしたいと思っております。

委員長 三輪多恵子さんは、前、校長さんでいましたね。そういう点では適任の方を、今学務課長のおっしゃったいろいろなカテゴリーというのか、基本的な考え方に基づいてお選びになっていらっしゃるということがよくわかりました。

何かご質問ございますか。

よろしゅうございますか。それでは、議案第29号につきまして採決させていただきます。

議案第29号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認めまして、議案第29号は原案どおり決定させていただきます。

ありがとうございました。

以上、用意いたしました議案はすべて委員の委嘱でございましたが、全部そのような形で決定させていただきました。

◎報告等

委員長　それでは、引き続き報告の方に入りたいと思います。

まず最初、「基礎学力再履修夜間講座の開設について」をお願いいたしたいと思います。

これは、この間、我々の方にもご報告をいただいたんですが、開講したのはいつでしたか。

社会教育課長　報告事項の一番最初の頭のところに「基礎学力再履修夜間講座の開設について」ということで、かねて、準備を進めてきた「基礎学力再履修夜間講座」を下記により開設いたしましたということで、開講式につきましては、平成15年5月23日の午後6時にいたしましたところでございます。会場は、青少年会館2階のクラブ室でございます。現在、受講を希望された方が、広報で募集いたしましたところ、私どもが条件としていた30名ちょうどお集まりになっていただきました。その席には教育長もご出席いただきまして励ましの言葉をいただいたんですけども、その際に、コアラテレビもぜひ取材させてくれということで参りました。

それに先立ちまして、今お配りいたしました新聞が、5月23日の朝日新聞と千葉日報、それと1週間おくれで5月30日、毎日新聞でございます。それは後ほどお読みいただければ幸いに存じます。

それでは、次ページをお願い申し上げます。

基礎学力再履修夜間講座、目的につきましては記載のとおりでございますけれども、このねらいといたしましては、市民が生涯にわたって主体的に学べる環境の整備の一つといたしまして、「基礎的な内容、学習を学び直したいと考えている市民の多くの皆様のニーズにこたえる講座」という形で位置づけてございます。

組織といたしましては、事務局は私ども社会教育課に置いてございます。ちなみに、平成16年度からは事務局を公民館に移管の予定でございます。今現在社会教育指導員1名、元校長先生と6名の講師でございます。教員のご経験のある方が4名、民間の方が2名ということで、社会教育指導員1名と講師陣は6名、合わせて7名によって講師をお願いしてございます。

履修資格でございますけれども、この入講資格につきましては、義務教育の修了者と松戸市在住または在勤の方。この受講者の方には、受講者証を教育長名で発行いたしまして、講座を受講する際には受講証を携帯することといたしてございます。ちなみに、現在はオリエンテーション期間でございまして、2週間程度オリエンテーション期間を置いてございます

けれども、連日、多いときでは十二、三名の方が講座をオリエンテーション等の形で受けてございます。

ちなみに、この30名の方の内訳でございます。男の方が6名、女の方が24名、最年少の方は15歳、最年長の方は69歳の方でございます。年齢構成につきましては、10代の方がお2人、20代が9人、30代4人、40代が3人でございます。50代が8人、60代4人と多岐にわたってございます。特徴といたしましては、女性の方が多ということと、20代と50代が一番受講の希望が多くなっているという形でございます。

ちなみに、現在何人かの待機者の方がおられます。この方につきましては、講師の方とも相談いたして、なるべく早く受講していただくよう今準備をしているところでございます。

話がそれまして申しわけございません。

次に、施策の位置づけでございますけれども、これは平成15年2月21日に松戸市教育改革市民懇話会の最終報告に記載されてございます多様な支援を可能にする教育システムを構築する、この改革の視点と提言を受けまして、そのセーフティネットの整備の中で位置づけられているものでございます。具体的には、「不登校や出席停止の状況にある児童・生徒を対象にした支援のあり方や適応指導などについて検討する必要がある。あわせて多面的なセーフティネットの構築を図ることが望まれる」、このご提言を具現化したものでございます。

続きまして、次ページをお願い申し上げます。

これは就学に当たっての遵守事項ということで、5月23日の開校式の際に受講者の方にお配りした資料でございます。趣旨につきましては記載のとおりでございます。この中では、特に(2)番といたしまして、「受講生は自ら積極的に講座の履修に取り組むことを基本とする」というふうにうたっております。

目標といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、義務教育修了程度の学力を身につけることを目標としてございます。

教材につきましては、小学校及び中学校で使用する教科書を中心にカリキュラムを編成いたしたいと考えてございます。実際に、例えば英語につきましては中学校1年からの教科書という形になりますけれども、それぞれ個人差がございますので、例えば小学校につきましては、ある方は小学校3年程度に戻って基礎学力を身につけていただく。人によっては、中学校1年から数学の教科書を使用していただくという形で、それぞれ若干レベルが違います

ので、その方に合わせた教材を使用していただくということを基本としてございます。

カリキュラムでございます。当初、夜間講座と銘打っておりましたが、女性の方が多いということと、希望が、学びたいだけけれども、夜はどうしても行けないという形の希望が多かったものでございますので、2部制といたしました。月曜日から金曜日までの週5日間でございます。時間は13時から16時30分までの昼の部と17時30分から21時までの夜の部の2部制といたしているものでございます。

続きまして、教科でございます。国語、数学及び英語の3教科を必須科目といたしてございます。これは最低でも週に1単位以上受講していただく予定でございます。理科と社会につきましては選択科目としてございます。

3点目でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、1科目の履修時間は、学校ではなくて大学形式なんですけれども、一応90分程度ということでやってございます。最初、90分というのは長いのではないかというお話もあったんですけれども、講師の方と、社会教育指導員の方とご相談させていただいたところ、60分では短い。それぞれ人によって学ぶことが若干違ってまいりますので、実際に今、私ども講師の方が教えているところに立ち合わせていただきましたけれども、90分があつという間にたつということで、来ていらっしゃる皆様方が非常にやる気に満ちて、講師の方も教えがいがあるというふうに申されてございます。そういうわけで、実際には90分というのは全く長くないというのが、講師の方も受講生の方も一様におっしゃっている言葉でございます。

このような形で、昼の部と夜の部に分けてございます。

続きまして履修でございます。

履修は継続で4年間を限度として行うものとしたしまして、年限に達した者は修了とするとうたってございます。これは、一応目標を、長くても4年間かけて中学校卒業程度の学力を身につけていただきたいという形のものでございます。

それとともに、(2)番といたしまして、毎年度末に実力測定試験を実施いたします。これにつきましては、人と比べるのではなく、自分がどこまで到達したかという形の目標を掲げていただくためにテストを実施するものでございます。ですから、このテストに1年間で合格する方もいらっしゃるでしょうし、それに満たない方は4年間かけて、最高4年までを目標に頑張っていたきたいという形でございます。これにつきまして皆様にオリエンテーションの際に講師の方からおっしゃっていただきまして、皆さんと比べるテストではございませんということを明示してございます。

続きまして、今も申し上げましたとおり、当講座の目標とする義務教育程度の学力を習得したと認定された受講生につきましては、修了生として修了証を発行するというので、これはいい意味で1年間頑張った成果が、仮に1年間で修了程度という形になりますと、非常に大きな目標とともに、また励みになるという形で、こういう形で掲げさせていただいたところでございます。

次ページをお願い申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、学級編制につきましては、初年度に当たります平成15年度は1学級30名編制といたしておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今、数名の受講希望の方がいらっしゃいます。この方もぜひ受講していただきたく社会教育指導員、講師の皆様と詰めて、なるべく早く受講していただくように努力してまいりたいと考えてございます。

費用負担につきましては、受講料は無料でございます。教材につきましては、主に教科書とかワークブックでございますけれども、これにつきましては受講生の負担とさせていただいてございます。

その他でございます。講座を受講する際は、当教育委員会が発行する受講者証を携帯すること。これは当然のことでございますけれども、(2)番の講座を休むときは必ず連絡を入れてほしいということでございます。(3)番でございます。年間の受講すべき日数の3分の1以上欠席した者は退講とする場合がありますよと。月曜から金曜までの間に20コマございますので、この中で、先ほど明記いたしましたように、自分のペースに合わせて受講をしてほしいという形で掲げさせていただいてございます。(4)講座を妨げる受講生は退講とする。全くそういう方は今いらっしゃいません。先ほど申し上げましたとおり、皆さん一生懸命受講なさっておられます。(5)番といたしましては、第4月曜日につきましては青少年会館が休館日となるため、当講座も休講とするものでございます。

以上、雑駁でございますけれども、私の方からは、5月23日に開講いたしました基礎学力講座につきまして、現在の状況を踏まえましてのご報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

先生方、何か今のご説明についてご質問等ございますか。

檜山委員 非常に画期的な計画で、大事な会だと思えますが、参加してくださる方々が、こういう受講を経てどういうことを得たいというふうに思っているか、その辺ちょっと知りたいんですけれども。

社会教育課長　　実は、この受講された皆様には、社会教育指導員の先生より、一人一人面談をしてございます。その中で一番圧倒的に多かったのは、例えば、敬語の使い方とか、いわゆる社会常識が、私は基礎学力が欠けているために身につけていないと多くの方がおっしゃる。ですから、例えば新聞を読んでも、テレビを見ても、すぐ自分が理解するようになりたい。これを通しまして、いわゆる地域コミュニティーだとか、そういう形にどしどし溶け込んでいけるような性格になりたいとか、さまざまでございますけれども、一樣におっしゃっておられることは、やっぱり教養というよりも、まず基礎学力を身につけてから教養に結びつけたいという方が多かったように記憶してございます。

あと、生涯学習の視点ですね。やっぱり常に自分は学習していきたいという熱意のある方が多うございました。

委員長　　何かご質問ございませんか。

教育長　　義務教育は一応修了している。

社会教育課長　　はい。現在、義務教育を修了している方が全員でございます。

教育長　　高校以上の教育を受けた方はだめなんですか。

社会教育課長　　はい。一応、高校以上の教育の方は、面談のときにお断りしてございます。ただし、高校に行ったんですけれども、中退と____個人情報ですから、講師の先生も聞か

際は非常に気をつけてお聞きになっているんですけれども、やっぱり義務教育修了ということで、最初のときに面談をしてございます。

委員長　　今の義務教育修了者ということは、要するに小学校、中学校の卒業証書を持っている人たちですね。

社会教育課長　　そうですね。

委員長　　すると、それ以外の、これは基礎学力の再履修ということだからそういうことになるんでしょうけれども、何らかの事情で、例えば小学校を修了できなかったとか、中学校で修了できなかったという人は対象外……。

社会教育課長　　いえ。逆に言えば、69歳の方なんかは、戦争体験のときに小学校もろくに行けなかったということで、もう一度学び直したいという方もいらっしゃいます。

委員長　　でも、基本的には卒業証書を持っておられる方ですね。

社会教育課長　　基本的にはそういう形です。

教育長　　戦後の混乱期では卒業証書をくれなかったでしょう。

社会教育課長　　はい、そうおっしゃっておりました。

本部長　　基本的には、現役の不登校の方がどうしてもここで学びたいと言えば、断る理由は何もないという考えです。

委員長　　今、本部長がおっしゃったのはそういう……。

瀧田委員　私もそのところをすごく気にしていたんですけども、要するに今本部長がおっしゃったのを私なりに理解しますと、現在中学に行って不登校である子も、もし希望すれば、それは断る筋合いではないというふうなことですよね。

本部長　　そうです。学びたいならば学んでいただければ。

瀧田委員　ああ、そうですか。じゃ、年齢制限はないと。

本部長　　うちに引っ込んでいるよりは、行った方がいいだろうと。一応、こういうふうに定めてございますけれども、再履修講座でございますから定めてありますけれども、勉強したいという人がいて、勉強する場所があるならば、勉強していただいてもいいだろうというふうに思っております。

瀧田委員　そうですね、ぜひ。

委員長　　すると、これは一応の基準。一応のね。例えば、戦争前と戦後の学校制度が違いますけれども中学校を卒業しなかった人、そういう人もいいわけですか。

本部長　　一応そこでやっている講座を身につけたいという方は原則として受け入れますけれども、ただ二、三、例えば国家資格をお持ちのような方が受講したいというお申し出がありました、それはお断りしました。

教育長　　許されれば私も学びたい。いや、難しいですよ、理科なんか。

本部長　　恐らくそうになってしまうと思うんですね、学び直す意味は、恐らくすべての方にあるんだろうと思うんですけども、少なくとも切実な方々の阻害要因になるような方には来ていただきたくないとはっきり申し上げます。

委員長　　一応、30人と決めているので、それで待機者がいるということですよ。それをどうにかしたいというふうにおっしゃいましたね。

本部長　　当初は夜間だけを考えておりました、1部制を考えておりました。今、2部制にいたしましたので、多少教室に余裕が出てきたということで、待機の方をできるだけ出さないような形にしていきたいと思っております。

委員長　　そうすると、先生をふやさないといけない。

本部長　　当然、今のスタッフで十分だとは思っていませんので、今後スタッフの充実も図っていきますけれども、ここで新たに受講生を受け入れるということでのスタッフ補充は今

のところ必要ないなど。

総合的に見まして、やはり、例えば6人、8人、10人いますと、皆それぞれ科目ごとによっても個人指導の部分が非常に多くなりますので、そうなってきますと、やはりスタッフは充実した方がやりやすいし、成果も上がるだろうと思っています。

委員長　これは準学校でしょうから、教務課みたいなことの機能はどこで果たすんですか。

本部長　基本的には社会教育指導員の方をお願いしておりますけれども、あとは社会教育課の方で事務局をやっていますので、その中でやりたいと思っています。

社会教育課長　今本部長が申されたとおり、社会教育指導員さんと連携しながら、その方面は私どもが受け持つという形になると思います。

委員長　だんだんこういうのが充実していくと、学科だけじゃなくて、カウンセリング的なことが必要になったりするかもしれませんね。

本部長　今思っていますのは、若い方ですね、15歳で1年間おつき合いしていく受講生がおりますし、それから、20代の方がやはり来ておりますので、いろいろな意味でのカウンセリング機能が必要になってくると思います。

委員長　いろいろな生活指導的なものも必要になってきますね。ただ教えればよいというだけでなく。

本部長　ただ、その辺はやはり社会教育的視点を忘れずにやっていきたいなと思います。どっちにしても現役のお子さんですので、在籍校との連携を十分に図りながら、将来マイナスにならないような形で教師との連携は図っていかなければならないというふうには思っております。そこが一番大事です。

瀧田委員　これは1年に1回の募集というか、途中の入学はできないわけですね。

社会教育課長　先ほど申し上げましたとおり、一応、30名になってから申し込まれた方には、例えば、今順次受け付けをさせていただいておりますけれども、すぐに、あしたから来ていただきたいという形にはしておりません。現実にきのうもございました。それで、一応登録ということで、なるべく早く受講していただくように私どもで努力いたしますよという旨を答えてございます。ですから、5月30日の、一番近々の例の毎日新聞を見てこられたと、お電話の後に、お1方来られました。そういう形でそういうご説明をしております。

本部長　余りこうではならないという形の運営は、もともとすべきではないと。

瀧田委員　柔軟にね。

本部長　やるべき性質のものだろうとは思っております。

ただ、どっちにしても、物理的にも限界がございますので。

委員長 普通の学校と比べるのは適当でないのかもしれませんが、中学なら3年とか、高校3年とか、修業年限ってあるでしょう。この場合は……。

本部長 4年というふうになります。

委員長 一応、4年を修業年限にすると。そうすると、その間に順調に行けば修了証をもらえる。

本部長 そのように受講生に努力をしていただきたい。逆に言いますと、ご自分がどれだけ努力なさったかということが成果につながりますから、のんびんだりというのは……。

委員長 それはそうですね。けじめというか、期限はきっちりつける必要があるだろうと思います。ただ、4年間いて修了証を取れなかった人はどうなるか。これは留年ですか。

本部長 それはそのとき考えます。まだそこまで考えておりません。

正直なところ、まだ動かして間がありませんので、一応こういうものをつくりましたけれども、走りながら考えなければならぬ部分というのはあろうかなと思っております。

委員長 そうね、余り先のことを想定してどうだこうだと言っても、ちょっと始まらないと思うので。でも、こういうのが開かれたことはいいことでしょう。

今、夜間中学的なものがあるでしょう、あれとの関係はどういうことになっていますか。

本部長 あれとは別というふうに……。あちらはあちらさんなりに大変な成果を挙げておられますので、我々は我々として供給手段は数多くあった方がいいだろうと思っております。

委員長 要するに、需要に対してこたえていくということですね。

本部長 というよりも、それぞれやはり担うべきものがあろうかと思えます。

檜山委員 修了証をもらったおかげで、何か得ることが……。

本部長 基本的には自己実現だろうと思えます。若い、例えば15歳の方なんかは、今後の生き方に非常に成果としてあらわれてくる場合もあります。それは年齢にはかかわらないと思えます。そういうふうになろうかと思えますけれども、ただ、総体として言えば、自己実現の手助けの基本になっていくだろうと思えます。

檜山委員 そういうことを全員理解した上で受講しているわけですね。

本部長 はい。何らかの資格が与えられるとかということではないことはご存知というふうに理解しております。また、そういうことを望んでこられている方は、恐らく面接の段階ではなかったと思っております。

瀧田委員 すみません、さっき途中で発言をしましたのは、基礎学力となると、やっぱり

1つでも年若の方が頭の中に入っていく速度というのは早いと思うんですよね。ですから、例えば16歳とか15歳とかのときに、ああ、そういうのがあったら入りたいともし思う場合があったら、やっぱり子供にとって1年待たせるとか、そういうのはあれだし、ぜひその辺は柔軟に対処していただきたいかなと思います。年齢的には若い子を優先というか、そういう傾向があるといいかなと思ったんです。

社会教育課長 実際には20代が、先ほど申し上げましたけれども、一番多いですが。

瀧田委員 多いですね。はい、よろしくお願いします。

委員長 それでは、これはそんなことでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、2つ目は、「市制施行60周年記念」ですね。

社会教育課長 最後のご報告でございます。「松戸市制施行60周年記念2003年第38回松戸市美術展」でございます。

これは、日本画、洋画、彫刻でございまして、第1会場が松戸市の文化ホール、第2会場がアートスポットまつど、伊勢丹の新館の9階でございますけれども、その会場で、会期が6月10日火曜日から22日日曜日まで開催いたすものでございます。

次ページをお願い申し上げます。

ここに美術展覧会の出品案内というのが出てございますけれども、これは、期日と会場につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

主催は、松戸市教育委員会と松戸美術会でございます。

出品規定は、資格といたしまして、年齢16歳以上の松戸市在住、在勤、在学、市内美術サークルの会員及び松戸市の出身者でございます。出品種目につきましては、申し上げたとおり、日本画、洋画、彫刻でございます。出品点数につきましては、おのおの1人1点のみという形で限らせていただいております。

ちなみに、昨年度の状況でございます。昨年度は、出品点数が430点ほどございました。毎年420から430点の間でございます。昨年度は日本画が77点、洋画が331点、彫刻が22点、計430点でございます。観覧者につきましては、5,725人を数えてございます。

優秀作品には、市展賞・松戸市長賞・松戸美術会賞・松戸市議会議長賞・松戸市教育委員会賞・松戸市文化団体連盟会長賞・奨励賞・努力賞・佳作を授与するものでございます。

ご高覧いただければ幸いに存じます。6月10日から22日まででございます。

以上、雑駁でございますが、報告事項の2点目とさせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

◎その他

委員長 何かほかにありますか。

企画管理室長 次回の教育委員会の日程だけでございます。

委員長 そうすると、まず、先生方に次回の定例会議を決めます前に、この際というか、何かお考えあるいはご要望等、ご意見がございましたらおっしゃっていただきます。

特別ございませんか。

それじゃ、次回を決めさせていただきますが、その後ちょっと、私の話題提供ということで少し時間をいただいてよろしゅうございますか。

それじゃ、まず次回を決めましょう。

企画管理室長 平成15年7月の定例会でございまして、7月10日の木曜日、午後2時からこちらの5階会議室の方でいかがでございましょうか。

(「結構です」の声あり)

委員長 基本的には第2木曜日ですね。ですから、一番原則に返ったということだと思います。

それでは確認いたします。次回は7月10日の木曜日、午後2時から当会議室でということですよ。

では、次回よろしくどうぞ、ひとつお願いいたします。

それでは、きょうは若干時間も早く終わりましたので、少し私から話題提供というか、そういうことで。

格別用意をしたことではございませんけれども、2つばかりお話をして、意見交換したいなと思っていることがございます。

1つは、これはいろいろ新聞紙上等でもごらんになったと思いますが、5月15日に遠山文部科学相から中央教育審議会へ、今後の初等中等教育改革の推進方策についてという諮問がありました。今、教育改革について具体的なことがいろいろ提案されておりますね。提案と同時に、例えば教育特区ということで、従来の教育の制度の枠組みから越えるようなことの提案がいろいろありました。そういういろいろな提案がございまして、学校教育の根幹にかかわる初等中等教育について、やはり整理し直すというか見直すことが必要になったという

ことが、こういう諮問の根本にあらうかと思えます。そして、教育の内容、方法、それから制度のあり方まで、そういう包括的な検討、改革をしていく必要があるということでこういう諮問が出たわけです。

この制度ということをいろいろ、特区なんかのことでお読みになったりしているわけですが、学校を株式会社が経営するとか、学校によって2学期制になっているところもあるんですか、そういうことだとか、習熟度別指導にしてもそうだけれども、いろいろ従来の枠も変わっておりますよね。そういうことで、やはり改めて、営利事業というものが学校の経営にはなじまないだろうということがありましたけれども、しかし、実際にはそういう方向で今進みつつあらうかと思えます。

それから、制度についていろいろなことがありまして、今までは満7歳で就学なんだけれども、早生まれの子は6歳ですよ。それが、希望によっては1年おくらせて7歳、それから4月生まれの子は1年早くというようなことを、これは子供の希望というより親御さんの考えでしょうかね。まあ現在の制度というものを見直すことが必要になったんだろうと思えます。

新聞をお読みになった方はよくご存じだと思いますけれども、要するに、そういうふうなこういう教育改革がいろいろ具体的に進み、かつ提案、提言がある中で、教育内容や方法、それから制度のあり方についても幅広く検討したい、そして着実に改革を実践ということだろうと思えます。

当面の検討事項というのが2つあるんですね。1つは、初等中等教育の課程及び指導の充実、改善の方策について、2つ目が、義務教育など学校教育に係る諸制度のあり方についてと、2つ大きな検討事項がありました。

まず、初等中等教育の教育課程及び指導の充実、改善の方策についてという中でのことですが、昨年4月から新しい学習指導要領が実施された。それについて、いろいろな教育課程の実施状況の調査、学力テストなどの、これは、去年の正月に、日本の小学校5年と中学2年でしたか、25万人ぐらいの子供を対象にしたという発表がたしかあったと思えます。そんなことで、学習の内容の理解とか、学習意欲、学ぶ習慣などの課題が明らかになってきた。そういうことから、指導要領の実施状況をともかく検討し、新しい指導要領のねらいの一層の充実を図りたいということがありましたようです。

その中で第1に言っていることは、指導要領の基準性と言っているんですね。つまり、この指導要領というのは、要するに最低基準、いずれの学校においても取り扱わなければならない

ないものだ。だから、それ以上のものについては、各学校の判断で指導要領に示していない内容も加えて指導することもできるんだと。要するに、各学校の創意工夫等々、そういうことによって教育課程の編成が進むように、そういう指導要領の基準性というものを明らかにした。

それから、完全学校週5日制のもとでの評価、それから学校行事などの見直しをする。それから、年間授業時数というものは標準授業時数である。ということは、長期休業日とか学期の区分のあり方を工夫していいですよということになるだろうと思いますね。そういうようなこと。

それから2つ目は、総合的な学習の時間と個に応じた指導の充実をしたらどうでしょうかと。そういう習熟度別の学習、それから、少人数指導、補充的な学習、発展的な学習、そういう指導要領上の改善ということを図る。

それから、3としては、教育課程実施状況調査の結果を分析して考える。

2つ目の大きな柱の、義務教育など学校教育に係る諸制度のあり方について。

これについては、1つは国と地方公共団体の役割分担。そこには費用の問題が入っていて、今はみんな国庫負担ですよ。これをもう少し、地方分権の中で国と地方との役割分担を考える、そういうことも検討したらどうだということが入っておりました。

子供のいろいろな状況、置かれている社会的な状況、意識の相違、保護者、家庭も含めまして、そういうものを踏まえて、特に不登校の児童・生徒に対してどのように教育の機会を実質的に確保していくか、これが課題だと。改めて義務教育の今日的な意義、目的と学校の役割、義務教育における国と地方公共団体の役割などについて議論したい。

基本的に言うと、日本はもう徹底した中央集権ですね。国、県の教育委員会、それから地方、市町村の教育委員会、それから校長先生と。やはりこういうものを変えていかなきゃいけないんでしょうね。まあ、文部科学省が本音でそう考えているのかどうかは知りませんが、でも、事実そういう方向でいくべきだろうと思います。つまり、学校に対してそういう創意工夫をせよと言っている以上は、そこに相当の地方分権というか、学校への権限の移譲がありませんとできないわけですから、そういうがんじがらめの中で創意工夫をしないと言っても当然限界がある。

この中で指摘しているのは、就学の機会や就学時期の弾力化など、就学に関する制度のあり方、それから多様な学校間の連携、例えば幼稚園と小学校、小学校と中学等々、それから義務教育に接続するものとしての幼児教育についての検討。今までそういうものの連携が非

常に薄かったということが根本にあるだろうと思います。

繰り返しになりますけれども、義務教育における教育条件整備、国と地方との適切な役割分担、費用分担の観点から、義務教育費国庫負担制度の意義、役割を踏まえつつ、義務教育費の経費分担のあり方や詳しいことも書いてあります。

というのは、財務省なんかは今の義務教育の国庫負担を見直せということをも物すごく強く言っているんですね。それに対して文部科学省は、当然のことながらそれは絶対堅持するというわけです。こういう地方分権の中でいろいろな税なんかについても地方への移譲ということがありますので、そういうことが絶対的に堅持され得るものかどうかわかりません。

それからその中で、もう一つは学校の管理運営のあり方ということでして、従来、国、地方公共団体、学校法人を設置して運営するというのが原則ですが、株式会社による学校設置、公立学校の民間委託、地域が学校運営に参画するコミュニティスクールの導入、こういうふうな、金は地域が出して、しかし、民間が経営していく、従来と違う形態ですね、こういうことも検討の対象ということになっております。いろいろ諮問が出ておりました。

大変散漫なご説明で申しわけないですが、そういう、今の6・3制の根本的な見直しというのは当然進んでいかなければなりませんね、現在の段階では。大体、中高一貫性というものも、本来設置者が違うわけでしょう。小・中学校は市町村だし、高校は県立ですからね。そういうものを今つぎはぎしているわけですし、従来はほとんど私立に限られていたものを、今、全県で公立が115校ですか、それを目標に掲げて実行に移しつつありますね。

それから、これはちょっといいかげんなことを申し上げますと、大学の4年というものも事実上壊れておりますよ。学生は、4年になるともう就職ですからね。教員も、「就職です」と言うと、もう休むことが当たり前みたいになっていてね。

それともう一つ、制度としては3年から大学院に行けるんですよ、4年をしないで。学部3年、大学院2年。ですから、4年なんてもうどこかにすっ飛ばしちゃったんです。どっちでもいいんです。だから、そういうものが今まで学校制度としてずっと6・3・3・4という形が、もうある意味では形骸化している部分がありますね。ですから、これをどうしても見直さなければならないだろうと思います。

それから、この間、品川区の方でしたっけ、小・中高一貫にしようというんでしょう。それで、教科の固まりを、つまり小学校と中学校を合わせると9年間だけれども、それを5・2・2かな、何かそういうふうに授業の固まりを分けちゃうというんですよ。小学校は5年間、そして、小学校の6年と中学の1、2年をくっつけるんですか、何かこういう、そして

最後の部分と、こう3区分にしてしまうとかね。そうするとこれは、学校教育部長が来られているんですけども、もう6・3・3というのは壊れちゃいますね。壊れるというか、意味がなくなりますね。そういうことが恐らく含みにあるんだろうと思いますね。これがまず第一歩であって、これから6・3・3制の見直しということが進んでいくのかもしれませんがけれどもね。

大変散漫でございまして申しわけありませんが、これは新聞等にございましたので、先生方もまたひとつごらんおきになっていただいて。もう一つ、ちょっと時間をとりまして恐縮でございしますが、これは5月16日の衛星放送で長時間番組でやっておりました。OECDというのがありますでしょう、あれは経済協力開発機構というんですね。これは先進国がいろいろな経済的な協力関係を結ぶということで1961年にできた機関です。これはベルギーのブリュッセルに本部がありまして、日本からも大使級ぐらいの人が行っております。

そこでほぼ2年間ぐらいかけて、そして世界30カ国の子供たち約26万人を対象にした学力テストをしたんですね。それでその結果というのがありまして、それはある国によっては非常に衝撃を呼んじゃったんです。それは、世界の学者を集めてほぼ2年間ぐらいろいろ問題を検討して、1,000ほどの問題を100問ぐらいに限ってつくり上げたと言っておりました。その基本的なコンセプトは「急速に変化する社会に生きるための学力は一体何か」。そして、1つの項目に挙げたのは、「テストを理解し、利用し、応用する能力」、こういうものを見ようということで問題を精査してつくって、30カ国の子供たちに、日本で言うと中学3年ぐらいでしょうか、そこら辺の子供を対象にした。

それでその結果として、トップがフィンランドだったんですね。あと、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、アイルランドというのがありまして、日本は8位、韓国は6位、フランスが14位、15位がアメリカ。この14、15位あたりが平均。

その中で一番ショックを起こしたのはドイツだったんですね。ドイツは21位。というのは先進国の中で最下位だった。それで、ドイツは大論議が起こっちゃったんですけども、そして、ドイツの制度をどう変えるかということに今進んでいるらしいんですね。

こういう試験を見ますと、やっぱり日本の教育のある一つの弱点というのが浮き彫りになってまいります。それが1日目で、2日目はフィンランドの教育事情、2日目がドイツだったかな。それからもう一つ、韓国のこともちょっとあったんですね。

そんなのをごくざっと申し上げますと、フィンランドにつきましては、何かユバスキバとかいうところのある学校なんですよ。その先生が授業でやっているんですけども、中南

米の国の貧困の原因は何だということを小学校の高学年でやっているんです。それで、クラスの子供を分けて、それぞれの国、ホンジュラスだとか、グアテマラとか、メキシコとか、ブラジルとか各国別にグループをつくらせて、いろいろなデータを与えて貧困の原因を、国のどういうところにそういう原因があるのかということ調べさせているんです。そして、それぞれ発表させる。その中で自分たちの考えというものをまとめなさいというレポートを書かせるんですね。そういうことを非常に辛抱強く1年ぐらいかけてやるんです。

その中で、まず、フィンランドは教科書がない。全部各先生が自分でカリキュラムをついている。そして、まず子供の自発性をどう生かすか。知識を詰め込むというよりは、ものを考える力の育成ということを目玉に置く。それから、できるだけ子供にプレッシャーを与えないということを目玉にして授業を組むんですね。そして、要するに極めて自主的なうんでしょうか、知識の量というよりは、深い理解力をどう身につけるかということを目玉に教育したと。

それから、やっぱり日本のように文部省があるんですね。国家教育委員会。そういうものから地方へ大幅に権限を移譲しちゃったんですね。そこでやりなさいと。ですから、日本でも学者によっては、今の中央集権をやめて、県単位か、あるいはそこら辺の広域な領域に教育委員会の中央をとっちゃった教育審議会をつくって、そこで地方型のものを自発的にやらせた方がいいという説があります。これは多分フィンランドなんかのことが念頭にあるのかもしれません。

さて、日本の場合なんですけれども、それから、5段階評価がありまして、フィンランドは1、2、3、4、5の5の段階が一番多いんです。18%ぐらいがそこにある。日本は半分ということです。日本は中間が太いんです。下もそんなにないけれども。それで韓国も似ている。韓国は日本より少しずつ上と下が細くて、真ん中がうんと太いという感じがあります。

それから、日本の方でショックだったのは、例えば設問の中で自分たちに判断させる、例えばある1つの問題がありますと、これはAという意見があり、Bという意見があり、Cという意見がある、それぞれの根拠を考えなさい。そして、その中で自分はどう考えるかということ構築しなさい。それはまことに日本は弱くて、先進国の中で一番弱い。

それからもう一つは、答えに対して白紙で答えちゃったというのが25%いるというんですね。これは、要するに試験のやり方が悪いんだと思いますね、マル・バツでしょう。それから、もう一つは、実は日本は正解が1つなんです、答えが。だから、2つ比較して、自分の考えをそこで総合するということがまことに弱い。さっき申し上げた日本の教育の弱点とい

うのはそこにあると思うんですね。やっぱりこれは受験があったと思いますよ。受験が諸悪の根源で、ある大学を突破するためには、できるだけ知識がたくさんあって、珍問奇問に答えられる知識の量を持っていないと試験に合格できないという現実があるものだから、結局、教育体制が皆そうなっちゃった。だから、余裕を持って、問題を辛抱強く先生が指導し、データを与え、そして自分たちでものを考えて、そして自分でそういう論理を構築して結論に持っていくという教育ができていないんですね。日本の最大の弱点はそこにあると思いましたね。

今のフィンランドの教育とか、それから、自分の意見を言わせる、言う、今は随分それが進んでいるし、学校での工夫で、先生方もそういう指導をしていらっしゃる方が徐々に進んでいるけれども、まだまだフィンランドとか、そういうところから見ると弱いんですね。

フィンランドは、ご承知のとおりノキアという携帯電話の世界シェアを持っています。そのITの方で物すごく進んでいます。こういうのは他山の石ですから、やっぱり日本のどこにそういう弱点があるかということを考えておく必要がある。

それから、ドイツがなぜだめかということなんですけれども、これは、実を言うと、戦後、日本とドイツが一番戦後の復興が目覚ましくて、それは確たる教育の成果だ。事実、日本の義務教育というのは世界一という時期があって、各国から見に来たんですね。日本に学べということで来ていたんです。ドイツも同じだったんです。

ドイツは何が弱点になっちゃったかということ、ドイツは10歳から15歳の間で進路を分けちゃうんですね。いわゆる早期選択と言って、子供の限界をほぼ見定めて指導しちゃう。例えば大学に行く子供はギムナジウムに行きなさい、それから、中間管理職なりをねらう子はその学校へ行きなさい。それ以外の、家庭も貧困、それから家庭も教育の自覚の薄い、殊にドイツは東独なんかがおくれておりますから、そういうところの子供はハウプトシューレへ行けと。そうすると、そのハウプトシューレという学校へ行く子供はもう先が知れているんです。学校の授業なんかも、テレビで映しましたけれども、みんなしゃべっていて、勉強はよくないですよ。そこら辺がどうも物すごく下を下げている理由らしいんです。

ですから、フィンランドはそういう落ちこぼれをつくらない教育を一生懸命しているんですね。それから、各学校にカウンセラーを入れている、子供のカウンセリングをしっかりとやる。それから、子供にわかるまで、おくれていた子供には補習教師がつくんですよ。それがちゃんと面倒を見る。だから、そういう子を見捨てていない教育をしっかりとやっている。

やっぱりあそこは人口が500万人ぐらいの国ですから、だからそういうことが可能と言え

ば可能になるかもしれませんが、やはりそこら辺、指導体制というものも日本みたいじゃないようですね。日本は盛んに教育改革とって文部科学省側が矢継ぎ早にいろいろなことを押しつけてくるけれども、それに見合う条件整備をしないでしょ。予算も出さない、先生もふやさない。それで学校に、1人の現場にいろいろなことを押しつけてきますよね。ゆとりの教育だの、生きる力だのね。つまりそういう非常な欺瞞性が日本は強烈ですよ。でも、そういう点も、フィンランドは実にそれをきめ細かくきちんと国が対応してやっている。それでも落ちこぼれが5%ぐらい出ると言っているんだけどね。

日本は、高等学校の中で中退者が40%あるんですよ、今。高等学校の中退。これはひどいですよ。だから、我々の知らないところで、いろいろな形でやはり教育の崩壊が日本は起きています。

しかし、実際は、小学校にしても中学校にしても、先生方は本当に一生懸命やっているんです。だから、新聞でよく学校がたたかれて、校長先生が謝っていらっしゃるのは、本当にもう腹立たしいですね。本当は国がもっとしっかりやるべき。

それからもう一つ、さっきのOECDで1つつけ加えますと、子供が自発的に勉強する時間というのは。日本は、やっぱり先進国の中じゃ最低なんです。

私もテレビで見て、メモを取ったのですけれども、フィンランドが3.5、ドイツが4.9
ドイツは悪いくせ____それで、日本が2.9でアメリカが4.6、韓国が4.6。
に

そのとき、東大のかなり辛口の人なんだけれども、要するに「学びからの逃走だ」と言っているんですね。それは、1つは、東南アジアの、特に急速に発展した国の原因にそういうことがあるだろうと。つまり、ある発展段階を達成しちゃうと目標がなくなっちゃうんですよ。そういう競争のインセンティブを失っちゃっているということがあると書いていましたね。高度成長の後の停滞期の現象。それからもう一つは、今まで工業化の社会だったでしょう。その後の社会の変革に対応できていない。工業化の社会というときには、ある標準型の、あるレベルの子供をたくさんつくって、それがごっそりある中堅の労働力を形成すればよかった。ところが、今みたいな時代はもっと、トップ8が出て引っ張っていかなくやどうにもならないみたいになっちゃった。昔は下を厚くすればいい。だから、そういう状況の中でということがありますね。

それから、韓国は、朝鮮戦争がありまして、それから物すごい勉強熱が出て、塾だとかが物すごく盛んになっちゃったんですよ。それが弊害だということで、1977年に平準化政策というのが出て、塾、家庭教師禁止になっちゃった。それから、中学校、高校は全部くじ引き、

それですと来ちゃったわけです。韓国はそうなっちゃったので、平準化政策をとにかくやめた。そして2000年から塾を解禁したんですね。

そうしたら、テレビで映ったんですけれども、ちょうど日本は駅前に行くとサラ金の広告ばかりあるでしょう。松戸もそうだし、上野もそうですよ。あれはショッキングですけれども、韓国は、もう見渡す限り何とか塾なんです。

そこで2003年に、ことしですね、英才教育振興法というのをつくったんです。釜山に国立科学英才学校というのをつくって、全国から理数系にすぐれた子を144人選抜したんです。そして全寮制で、この中からノーベル賞を出しましょうと。そして、ノーベル公園というのをつくって、将来この中からノーベル賞受賞者が出たら碑を建てる、銅像を建てるというところまでつくってあるんですよ。そのくらいの、つまり、日本だってそういうことを言っていますからね。それで塾は解禁、もちろん。そういう、トップエリートをどうつくるか、それをしないと国がもう負けちゃう。国の挑戦だということですね。だから、笑えない現実なんです。こういうふうなことが、日本でできるかどうか知りませんが、韓国ならではかもしませんが、そういういろいろなことをあちこちでしている。

ですから、日本もいろいろな意味でしっかりやらないといけないんだなということは、ああいうのを見ていてつくづく思いましたね。日本は上に行くほどだめなんです。政治家3流、小・中の先生方が一流で最も一生懸命やっているというのが僕の結論なんです。

ちょっといいかげんなことを言いましたけれども、最近そんなことを感じました。

すみません、何だかいろいろ……。ありがとうございました。終わらせていただきます。

閉会 午後 3時29分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員